

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 入社予定者の研修費用

Q：当社では、今年4月の入社予定者を対象に、工場の見学やレポートの提出をさせたり、工場見学後役員との懇親会を開こうと思っています。これらの費用の取扱いを教えてください。

A：工場の見学に通常要する費用は単純損金となりますが、懇親会に要する費用はその支出内容により交際費等に該当する場合があります。

### 【解説】

採用内定者に対して、会社の業務内容を説明して入社後スムーズに会社の業務につけるように行う工場見学や研修会も、一種の会議と認められますので、このために通常要する費用は交際費等には該当しないことになります。

しかし、役員との懇親会のための費用は、それが研修の一環として行われるものであって、通常会議を行う場所において通常供与される昼食程度を超えない程度の飲食等に要する費用であれば、交際費等には該当しないことになりますが、それが通常供与される昼食の程度を超える場合には、交際費等に該当することになります。

ご質問の場合、工場における研修参加のために通常要する交通費や飲食費は、交際費等には該当せず、求人費や会議費として処理できますが、懇親会の費用については、その内容により交際費等に該当するかどうか判断する必要があります。

